



2021年1月12日

外務大臣 茂木 敏充 様
国際協力機構 理事長 北岡 伸一 様
住友商事株式会社 代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之 様
丸紅株式会社 代表取締役社長 柿木 真澄 様
三菱商事株式会社 代表取締役 社長 垣内 威彦 様
株式会社みずほ銀行 取締役頭取 藤原 弘治 様
株式会社三井住友銀行 頭取 CEO (代表取締役) 高島 誠 様
株式会社三菱 UFJ 銀行 取締役頭取執行役員 三毛 兼承 様

**ミャンマー・ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業
Zone B における移転区域 2-2 西部の
移転・補償プロセスにおける強制退去・脅迫等の回避を求める緊急要請
書**

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
代表理事 福田健治

ティラワ SEZ 開発事業 Zone B の移転区域 2-2 西部の移転・補償プロセスに関しては、2020 年 2 月 17 日及び 26 日付で弊団体から国際協力機構 (JICA) に対して要請書を提出するなど、影響住民の合意前に強制的な措置がとられることのないよう注意喚起をしてきました。この度、同移転区域の影響住民が移転・補償内容に依然として合意していないにもかかわらず、15 日以内の立退きを求められ、立退かない場合には拘禁すると記された通知が 2021 年 1 月 8 日付で出されたとの報告を受け、同事業の開発・運営主体であるミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社 (以下、MJTD) に出資する日本の関係者に対し、再度、以下を要請させていただきます。

- i. 同事業の開発スケジュールを優先するあまり、国際的に求められている人権保護の義務／人権尊重の責任を軽視するようなことがあってはならない旨をミャンマー政府当局に明示的に伝えること。特に、現在はコロナ禍のため、移転や生計回復の過程で影響住民に通常以上の困難が伴う可能性も否めないこと、また、市民社会の人権状況に係る監視も行き届きにくい状況であることに十分留意すべきです。
- ii. 影響住民の移転・補償合意がないまま、自宅から農地へのアクセス等を含む、生活に必須な移動の制限につながる工事や強制的な農地収用・家屋取壊し、強制退去が行なわれることのないよう、ミャンマー政府当局に申し入れること。
- iii. 影響住民との移転・補償交渉や合意取付けが強制的な形で行なわれることがないよう (補償金の受取りの強要も含む)、ミャンマー政府当局に申し入れること。
- iv. 影響住民との移転・補償交渉や合意取付けのプロセスにおいて、訴訟や逮捕の可能性に言及するなど、脅迫的な発言・行為があってはならない旨をミャンマー政府当

局に申し入れること。

- v. 影響住民の要件を満たしていないとされ、移転・補償対象から除外されている世帯についても、上記のような強制・脅迫措置など人権侵害を回避し、協議・対話による解決を図るよう、ミャンマー政府当局に申し入れること。

同事業に係る移転・補償措置については、一義的な責任を負うミャンマー政府当局が影響住民との協議・交渉を進めてきてはいるものの、同事業の開発主体である MJTD にも責任の一端があることは明らかです。国際的な人権基準である国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で明記されているとおり、「人権を保護する国家の義務」及び「人権を尊重する企業の責任」を MJTD の各関係者が再確認し、影響住民に対する強制的な措置や脅迫などの人権侵害を回避するため、少なくとも上述の 4 点の対応をとるべきです。不作為が人権侵害の加担になる可能性については、MJTD に出資する民間各社が加入している国連グローバル・コンパクト原則 2 で示されているとおりです。

政府開発援助（ODA）で進められている同事業には、開発協力の適正性を確保すべく被援助国の基本的人権の保障を巡る状況に十分注意を払うことを定めた「開発協力大綱」も適用されます。また、「対象者との合意の上で実効性ある対策」を講じることや「影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加の促進」、社会的弱者への適切な配慮などを規定した JICA の「環境社会配慮ガイドライン」も遵守が求められています。

ティラワ SEZ 開発事業の移転・補償問題は、2013 年 1 月 31 日付で同開発予定地から 14 日以内の立退きを求め、立退かない場合には 30 日間拘禁すると記された通知が、タンリン郡及びチャウタン郡の各影響世帯に出されたことから始まりしました。その後 8 年が経過した現在も、強制退去や脅迫的な内容を含む通知が出されているミャンマーで、人権侵害を確実に回避しながら援助やビジネスを続けていくためには、日本の官民による主体的なエンゲージメントが不可欠です。日本では、ようやく昨年 10 月に「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）が策定されましたが、日本の官民が海外において如何に真剣に人権と向き合い対応しているか、その真価が問われています。

以上

連絡先：

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

Cc: JICA 異議申立審査役